# 電波監理審議会(第1111回)議事録

1 日時

令和5年2月8日(水)15:00~16:33

2 場所

Web会議による開催

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員 笹瀬 巌(会長)、大久保 哲夫(会長代理)、長田 三紀、林 秀弥、 矢嶋 雅子
- (2) 審理官 村上 聡、鹿島 秀樹
- (3) 総務省

(情報流通行政局)

小笠原 陽一(情報流通行政局長)、山碕 良志(大臣官房審議官)、

林 弘郷 (総務課長)、飯倉 主税 (放送政策課長)、

岸 洋佑(放送政策課企画官)

(総合通信基盤局)

近藤 玲子 (総務課長)、荻原 直彦 (電波政策課長)、

中村 裕治 (移動通信課長)、入江 晃史 (移動通信企画官)

(4) 事務局

松田 知明 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (幹事)

宮澤 茂樹 (総合通信基盤局総務課課長補佐) (幹事)

## 4 目次

(1)	開	会······· 1	
(2)	諮問事項		
1	日本放送	協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総	
	務大臣の	意見(諮問第3号)1	
2	基幹放送	色の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自	
	由享有基	準の特例に関する省令の一部を改正する省令案(諮問第4	
	물)		
3	ワイヤレ	ス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案	
	(諮問第	52号)15	
(3)	報告事項		
	令和4年	E度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調	
	査結果の	公表25	
(4)	審議事項		
	令和4年	E度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の	
	評価結果	案2 9	
(5)	閉	会4 2	

#### 開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き、感染防止策の徹底を図るということとされておりますことから、本日の2月期の会議は、電波監理審議会決定第6項第5号のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項3件、報告事項1件、審議 事項1件となっております。

それでは、情報流通行政局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

### 諮問事項(情報流通行政局)

- (1)日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務 大臣の意見
- ○笹瀬会長 それでは、議事を開始いたします。

諮問第3号「日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見」につきまして、飯倉放送政策課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 総務省の飯倉です。本日もよろしくお願いいたします。 諮問第3号、NHK予算につきまして御説明いたします。

資料番号2ページに関係条文がございます。放送法に基づきまして、毎年度

のNHKの予算を総務大臣に提出しなければならないとなっております。それを総務大臣が大臣意見を付して国会に提出して、承認を受けなければならないとなっております。

スケジュールは、1月10日にNHKから予算の提出があり、本日8日に電 監審で答申を無事にいただきましたら、その後、10日に閣議決定を経て、国 会に提出したいと思っております。

次のページです。こちらはNHKの予算のポイント。NHKから提出された 予算を、総務省でポイントをまとめたものになります。

まず、事業収入です。令和5年10月から受信料値下げがあります。こちらで半年分の減収を見込んでいます。

他方で、事業支出につきましては、そこまで一気に下がり切らないということで、170億円の減少を見込んでいます。

- 一般勘定のところ、令和5年度の予算は、収入が6,440億円、支出が6,720億円、収支差金が280億円の赤字となっています。これを繰越金から充てるということになっています。
- (1)受信料収入。収入の大半が受信料収入ということで、こちらの状況を 御説明しますが、10月からの1割値下げ、そして被扶養の学生についても原 則受信料を免除するということにより、460億円の減収を見込んでいます。 収入としまして6,240億円、そして支払率は少し下がってきていまして、7 9%という状況になっております。

受信料収入の推移のグラフですけれども、10年単位で見ますと、今年度並 みの収入だった時期もあります。

次のページ4ページからは、支出につきまして、主な項目を挙げています。

(2) 国内放送です。支出の中で一番大きいものです。基本的には前年度と そんなに変わっていませんが、デジタルツールの導入などの投資もしまして、 少し増えています。

- (3) 国際放送です。こちらは少し減っております。204億円となっておりますけれども、海外の方に見ていただくために、海外の衛星放送ですとか、ケーブルテレビにお金を支払っておりますが、こちらをどんどんインターネットに切り替えること。つまり、既存の送信網の見直しをすることによって、適宜効率化を図っていると考えております。
- (4) インターネット活用業務です。こちらは、200億円というキャップの中で事業を行っているものですけれども、特に今回は、各地域でしか見られない番組を、NHKプラスにより全国で見られるといったような配信の拡充を行っています。これによって、少し金額が増えております。
- (5)営業経費。こちらは、昔は7,000億円のお金を集めるのに、700億円をかけてどうするんだという批判もあったわけですが、前田会長になってから、訪問によらない営業ということで、経費を切り詰めております。来年度に関しましても、607億円にさらに削減しております。

次の5ページです。(6)繰越金です。まずは建設積立資産、こちらの渋谷の 放送センターの建て替えを、2036年までという計画ですけれども、このた めに大体1,700億円ほど積み立てています。こちらは、順調に取崩しが進ん でいる状況です。

そして、財政安定のための繰越金ですけれども、こちらが2,581億円を令和4年度末に見込んでおります。このうち、まず放送法改正で制度化された還元目的積立金制度を使いまして、この新しい区分に1920億円繰り入れます。こちらは、次の中期経営計画期間、令和6年度から令和8年度の受信料値下げに充てることになります。これを除いた金額が、令和5年度当初に繰越金として661億円残ることになります。このうちの280億円が、令和5年度の赤字補填に使用されるということになります。

次の項目として、独立勘定でやっています有料インターネット活用業務の勘定ですけれども、こちらは、NHKオンデマンドを中心とした有料サービスについての収支です。令和5年度予算ですが、収入が52億円、収支差金が20億円と、コロナの巣ごもりの需要もありまして、最近は堅調になっています。その結果、これまでの累積の赤字が解消されるということになっております。

以上が予算の概要でして、6ページ以降が、それに対する総務大臣の意見に なっております。主なコメントを6点挙げさせていただきます。

1点目の受信料1割値下げについては評価できるとした一方で、番組の質を 維持しつつ、事業規模についての不断の見直し、事業経費の一層の合理化・効 率化をお願いしております。

2点目、令和5年度末に衛星波の削減をするわけですけれども、これにつきまして、存続する衛星波の在り方について、早期に具体的な計画をまとめることをお願いしております。

3点目、時代の要請に応じてと書いていますが、ネット配信ですとか、放送 ネットワークの維持・管理、こういった課題もありますので、民放との連携・ 協力をお願いしております。

4点目、先ほど支払率79%というお話をしましたが、やはり受信料の適正かつ公平な負担の徹底が大切だと思っております。したがって、未契約者等への対策を、一層着実に実施すること。そして、訪問によらない営業への転換で、良いところ、悪いところあるかと思いますけれども、そういった効果の検証をお願いしております。

5点目、6点目は、最近の法令違反につきまして、再発防止を徹底すること をお願いしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等はございますでしょうか。

- ○大久保代理 大久保ですけれども、1点、御質問をよろしいでしょうか。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○大久保代理 御説明ありがとうございました。

私の質問は、事業支出に関してなのですが、先ほど、3ページのところで、受信料収入のこれまでの推移の御説明を頂きましたが、令和5年度の予算で、事業支出が170億円の減少ということで、相当な経費削減の努力をされるということでお伺いしておりますが、令和3年度の予算と比べると、令和5年度の予算が、100億円以上、上振れています。事業支出について、各年度によっていろいろな特殊要因があるので、増減はあると思いますが、これまでのトレンド等があれば、その点を踏まえて事業支出全体の今後の見通し、あるいは動き方につき少しコメントをいただければと思います。

以上です。

○岸放送政策課企画官 放送政策課で企画官をしております、岸と申します。 今の大久保委員からの御質問に対しまして、御説明をさせていただきたいと思 います。

事業支出の長期的なトレンドということで、10年ほど前からのトレンドを少し追いかけてみますと、説明の中でもありましたけれども、平成26年度ぐらいから令和元年度にかけて見てみると、受信料収入が増加基調にあったこともありまして、事業支出も6,475億円から、令和元年度は7,163億円と増加しておりました。

これに対しては、直近の4か年ほどでございますが、こちらのトレンドを見てみますと、令和2年度決算6,870億円ということで、令和元年度から300億円ほど減少して、その後、令和3年度決算6,609億円、令和4年度予算6,890億円、今回、お諮りしている令和5年度予算6,720億円と、ほぼ

同じような水準で、少しのでこぼこがありつつも、同水準で推移をしていると 見てございます。

令和2年度決算で、支出が落ち込んでいる一因としては、やはり新型コロナの感染拡大による経済への影響もあるのだろうと思っております。今後も、コロナの影響がどれぐらい経済に響いていくのかを注視しなければいけないとは思いますが、一方で説明申し上げましたように、受信料値下げというのも、これから続けてまいりますので、これも踏まえて、事業支出をしっかり精査をしてもらいたいといった旨を、大臣意見にも盛り込んでいるところでございます。私からの説明は以上でございます。

- ○大久保代理 ありがとうございました。よく分かりました。
- ○笹瀬会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見はございますでしょ うか。
- ○林委員 林でございます。よろしいでしょうか。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○林委員 ありがとうございます。

諮問内容については異存ございません。また今回の大臣意見(案)はよくまとまっているかと存じます。その上で1点意見がございまして、大臣意見のフォローアップのあり方についてでございます。大臣意見は、毎回全く新しいことを言っているというよりは、過年度からの引き継ぎ事項もそれなりにあるかと存じます。今回に新たに加わった項目も含めて、これまでの積み重ねられた大臣意見をNHKとして受け止め、それを踏まえて、どう改善したのか、あるいはNHKとして今後どうしていくつもりなのかが、毎回諮問を承っておりましても、どうも見えにくいと思っています。

この点、総務省におかれましても、協会に聞き取りをされるなどして、フォローアップ調査をされているかと存じます。こうしたご努力は非常に重要で、

また敬服するところではありますが。しかし、そうした非常に大きなご努力は 国民からはいささか見えにくいかなと思います。大臣意見はいわば「国民の声」 の代弁であり、その意味で非常に重いものだとすると、協会に対して、大臣意 見の各項目に対応したフォローアップをしっかり可視化していただいて対応状 況を見える化する、例えば、大臣意見を踏まえた対応状況をNHKのホームペ ージ上でアクセスユーザーの目に付きやすいトップページにでもそのURLを 公開するといった工夫があってもよいのではないかと思っています。要は、大 臣意見を「言いっぱなし」にさせない工夫が必要だと思います。

もっとも、大臣意見の放送法上の位置付けは、国会の予算・決算審議に資するための付属資料的な扱いとなっており、総務省として、NHKにその対応状況を公式に求めていくということは、総務省の対応として考えた場合、難しいとは思っています。また大臣意見を踏まえて、またNHK予算の国会審議を踏まえて、NHKとしても、種々の対応策を真摯に講じておられることは私も承知しています。その意味では、決してこれまでも「言いっぱなし」ではなかったとは存じます。しかし、現状はそういう見え方になっていない、そこが問題ではないかと存じます。

要は、大臣意見を契機として、そこで触れられている内容について改善のPDCAサイクルを可視化しないと、真の意味で諮問に対する審議にはならないのではないか、という問題意識をもっています。そういう次第で、本諮問を受ける立場の電監審といたしましても、私は一委員にすぎませんけれども、これまでの予算審議で浮かび上がった、そして今後浮かび上がるであろう国会の意を踏まえ、大臣意見のフォローアップの「見える化」をNHKに対して強く期待したいと存じます。もし事務方としてご意見がございましたらご教示いただけましたら幸いです。

長くなりましたが、以上です。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございます。

フォローアップの在り方について、御意見をいただきました。その点について、我々は、やはり前向きに御審議をいただきたいですし、そのための最善の努力をするのは重要だと思っております。

先生がおっしゃっていたとおり、大臣意見そのものは、NHKを直接その名宛人にしたものではなくて、NHK予算の国会提出に当たって、総務大臣が、国会に対して意見を付していくというものです。ですので、その対応状況は、最終的には国会で議論されるということと思います。

他方で、この電監審での充実した御議論ですとか、国民、視聴者への説明責任の観点から、そういった御指摘に応えていくということは、重要なことと思っていますので、様々な機会を捉えて、NHKとの協力の下で、個々の事項、それぞれの御指摘に関して、しっかりフォローアップを、今もしているのでしょうし、それを可視化していくということは、最大限やっていかないといけないことだと思っています。

ただ、これをNHKに強制するという手段はないので、自ら対応いただけるようなことを、我々としても話をしていくのかなと思っております。

以上です。

- ○林委員 どうもありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。
- ○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。
- ○笹瀬会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。
- ○長田委員 長田でございます。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○長田委員 私も、もう意見というか感想のようなものなんですけれども、今回の総務大臣の意見を拝見しておりまして、(4)のところ、NHKがこれから

訪問によらない受信契約というのを、より一層進めていらっしゃっていっている中で、契約者の皆さん、受信料を払おうとしている方、または、契約がまだの方、それから、衛星放送などを、いろいろな環境変化の中で、衛星が見られなくなったというか、見なくなったという方たちの契約変更の方法など、様々なところで発信をしていらっしゃるようになっているということは、拝見はしています。衛星が1波減るということについて、どういうふうになっていくのかという考え方みたいなものは、やはりNHKを見ていて、それですぐそういう理解が分かるというような、そういう番組上の工夫のようなものも、ぜひしていただいて、何か特別な情報を見ないと、或いはアクセスしないとNHKがどう変わっていくのかが分からないというのではなく、様々なところで工夫をしていただければいいなと期待しています。

以上です。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございます。私自身も最近、番組内での周知を目にすることが多いです。やはりNHKの訪問によらない営業ということで、営業のやり方を変えて、番組内での周知ですとか、あとはケーブルテレビ連盟などを通じた団体経由の取組、様々な方法を模索されているのだと思います。

国会も含めた公式答弁は、それによる影響というものを現在調査しているというか、注視をしている、そういう状況なので、やはり番組内での周知も含めて、どういうやり方が一番いいのかということを、よく考えていただいて、これから、さらに受信料の支払率が減らないように、取り組んでいっていただかなければいけないと思います。

また、この結果は、適宜御報告していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長田委員 よろしくお願いします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに追加の質問等はございませんでしょうか。

私から1点。こうやって契約受信料を1割下げるということで、ぜひ、支払 い率が現時点よりも上がることを期待していますので、そういう面で、ぜひよ ろしくお願いいたします。

- ○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。
- ○笹瀬会長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、諮問第3号は、諮問のとおり意見するということが適当であると いう旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

- (2) 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案
- ○笹瀬会長 それでは引き続きまして、諮問第4号「基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案」について、飯倉放送政策課長から、御説明をよろしくお願いいたします。
- ○飯倉放送政策課長 引き続き、よろしくお願いいたします。諮問第4号です。

基幹放送の関係につきましては、複数の局を支配ですとか、兼営するといったことを禁止するという規定がございまして、マスメディア集中排除原則と呼んでおります。こちらの原則に対する特例を定めた省令です。今回は、この省令の一部を改正するという案を御説明することになります。

まず、1ページ目、諮問の概要があります。一昨年前になりますけれども、 有識者の検討会を総務省で設けまして、そちらのほうで検討を行っていただい て、昨年8月に取りまとめをいただきました。その中に、マスメディア集中排除原則につきましても、情報空間が放送以外にも広がる中で、放送事業者の経営の選択肢を増やす観点から見直しを図るべきだとされまして、これを受けまして、我々のほうでマスメディア集中排除原則の見直しを、今回提案させていただくという次第であります。

概要は主には2つです。認定放送持株会社傘下の地域制限を撤廃するという こと、放送対象地域の隣接・非隣接にかかわらず兼営・支配を可能とするルー ルをつくる、この2点であります。

こちらにつきましては、答申を受けた場合には、速やかに改正をしたいと思っております。

次のページ、意見募集をこれまで、1月26日までかけておりましたけれど も、20件の意見提出をいただきました。こちらに関しましては、おおむね賛 成という意見をいただいております。

中身を御説明いたします。3ページを御覧ください。まず、マスメディア集中排除原則の中身を簡単に御説明します。何のためにこれがあるかと言いますと、放送の多元性、多様性、地域性、この三原則を実現するために、1つの者が保有することができる放送局の数を制限する。これが究極の目的であります。こちらの原則は、放送法の93条に書いておりまして、下に条文があります。イメージとしては絵のとおり、本人はもちろんのこと、親、子、兄弟関係を通じた支配、こういったものを原則として禁止をするというルールになっております。

次のページを御覧ください。支配というのが何かというのが、この4ページ目の記載です。議決権保有による支配と、役員の支配の2つがあるわけですが、今日は時間の都合上、議決権保有による支配についてお話をさせていただきます。放送対象地域という放送区域が重複する場合のケースでは、エリア内で1

者が支配している場合には、もう1者を支配するときは、議決権10%の保有までしか駄目です。10%を超えると、もう1者も支配することになるので、これは駄目ですというルールになっています。

放送対象地域が重複しない場合は、議決権3分の1まで持ってよくて、3分の1を超えた議決権保有は支配に当たるので、これは駄目ですというルールになっております。

これには例外規定が幾つかございまして、5ページ目、こちらが1点目の省 令改正と関係するところですが、認定放送持株会社制度の特例というのが、今 でもあります。この認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることに よって、グループ経営を可能とする制度になっています。

この制度を活用すると、マスメディア集中排除原則という点では、認定持株会社の下にぶら下がる基幹放送事業者は原則として、議決権3分の1を超えたら駄目ですが、3分の1を超えて持っていい事業者の数が、地域の数でカウントしたときに、12の都道府県まで持っていいということになっています。

それを今回はこのように改正したいというのが、次の6ページ、改正事項の1つ目になります。こちらに関して、先ほど申し上げた有識者会議の取りまとめにおける記載を、上段に書いています。認定持株会社が、傘下の地上基幹放送事業者の地域制限を設けられているわけですけれども、これについて、資本関係と自社制作番組比率の間の相関関係が特に認められないということから、大きな影響は見られていないと。こうした制度の趣旨ですとか、これまでの運用状況、そして事業者からのニーズ、こういったものを踏まえると、地域制限を維持する必要がないのではないかという御提言をいただいています。

これを踏まえまして、今回の改正案について、現状では、先ほど申し上げた とおり、認定持株会社の下にぶら下げられる数が、地域の数で12都道府県分 まで。この数の制限を撤廃したいと思っております。これが1点目の改正にな ります。

7ページ以降が、2点目の改正事項になります。まず、特定隣接地域特例という、今ある制度について御説明させていただきます。こちらは、特定隣接になる場合には、兼営・支配、つまり3分の1超の議決権保有が可能になります。

例えばですが、例1を御覧いただきますとB県を中心に周りのA、C、D、Eという県は隣接しておりますので、3分の1を超えた議決権保有が、この制度を使えば、今でも可能となっております。

これにつきまして、今回、8ページの改正事項2のような改正をしたいとい うことであります。

こちらの上段に、有識者会議の取りまとめの記載を書いてあります。認定持株によらない場合でも、経営の選択肢を増やす観点から、一定の制限の範囲内において、地上テレビについて、隣接・非隣接にかかわらず、兼営・支配を可能とする特例を設けることが適当だと提言をいただいています。これは地上テレビについてと書いていますけれども、ラジオも含めて改正対象としています。

これを踏まえまして、改正案の概要が下段、まず左側が現状ですが、隣接している場合は兼営・支配可能です。ただ、この例で言いますと、工県は離れ小島ですので、この飛び地に関しては、兼営・支配することができません。

これにつきまして改正後は、隣接していないところも含めて、一定の数まで 支配していいというルールにしたいと思います。

この一定の数をどうするのかという点については、現状の隣接特例におきまして、一番数が多い隣接が、長野県を中心にする9県でございますので、隣接・ 隣接していないときも含めて、改正後は、最大9局まで兼営・支配を認めると いう改正をしたいと思っております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見はございますでしょうか。

- ○林委員 すみません、1点だけ。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○林委員 本諮問案につきましても内容につきまして、異存ございません。

特筆すべきは、パブコメにおいて、放送関係事業者からおおむね賛同の意見が寄せられていることでして、本件に一番利害関係のある放送事業者が本改正案を強く支持していることは、この改正の立法事実を強く推認させるものだと存じます。

その一方で、マスメディア集中排除原則の理念ないし目的の重要性はいささかもかわるものではないと理解しておりまして、今回の改正事項はその目的に即した手段として、現状に応じてそれを現代化したということで、よりマス排の目的と手段が符合するように改正されたものと理解しています。例えば、地域性の維持であるとか、具体的にはローカル局の在り方であるとか、そういった部分については、今後とも、いろいろ議論していかなければならない問題があろうかと思いますので、その辺り、引き続き実態調査も含めて、御検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございます。

やはり議決権を含めて、経営自体をどうしていくかという話と、地域の情報 発信をどのように担保していくかという話、これらは関連するもので、それぞ れしっかりと議論していかないといけない課題だと思っております。

そういう意味では、有識者会議の中でも、ローカル局は、これからどうして かといったことを検討するワーキングもございますので、しっかり検討をして いきたいと思っております。

○林委員 よろしくお願いいたします。

- ○笹瀬会長 どうもありがとうございます。
  それでは、そのほかに何か質問等はございますでしょうか。
- ○大久保代理 特にございません。諮問事項に同意でございます。
- ○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。
- ○長田委員 長田からも、今回の諮問については、賛成をしております。 以上です。
- ○笹瀬会長 それでは、この諮問第4号は、諮問のとおり改正することが適当 である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。
- ○飯倉放送政策課長 どうもありがとうございました。よろしくお願いします。
- ○笹瀬会長 以上で、情報流通行政局に関する議事を終了いたしますので、職員の方は退室をよろしくお願いいたします。

(情報流通行政局職員退室)

## 諮問事項 (総合通信基盤局)

- (3) ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案
- ○笹瀬会長 それでは、次に総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信 基盤局の職員様に入室するように、御連絡をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。

諮問第2号「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案」につきまして、中村移動通信課長のほうから、御説明をよろしくお願いいたします。

○中村移動通信課長 それでは、諮問第2号につきまして、御説明をさせていただきます。ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る省令案についてでございます。

本件でございますが、まず、総務省で開催してございます、電波政策懇談会での議論を踏まえまして、アマチュア無線を活用いたしまして、ワイヤレス人材を育成するということについて、検討を進める必要があるというような報告を頂戴いたしました。

これに基づきまして、昨年の1月から、ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザリーボードという外部有識者会議を開催させていただきまして、昨年8月に報告書の取りまとめをいただきました。

この中では、特にアマチュアの無線局の局数が、平成6年度をピークに減少しているといったような状況。あるいは、アマチュア無線局の免許人といたしまして、60歳以上の方々が、全体の6割を超えているといったような状況を踏まえまして、ワイヤレス人材の裾野を広げていくことが必要であるといったような趣旨の御提言を頂戴したところでございます。

こういった御提言に基づきまして、今般、アマチュア無線の体験機会を拡大するといったこと。それから、無線局免許についてのデジタル化を推進する。 それから、免許手続の迅速化、簡素・合理化を図っていくといったことにつきましての制度改正について、諮問をさせていただくものでございます。

この省令案の改正、変更の概要について御説明をさせていただきます。今般ですが、具体的には、6 つの省令、電波法施行規則ですとか、無線従事者規則、あるいは無線局免許手続規則といったようなものをはじめといたしまして、6 つの省令について、見直しをさせていただければと考えてございます。内容として非常にボリュームがございますので、主立ったところをピックアップして、御説明をさせていただければと思います。

まず1点目、アマチュア無線ですとか、電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会の拡大ということでございます。これまで、アマチュア無線につきましては、資格を持っていないような方々がアマチュア無線を体験するためには、新たに無線局を臨時に、それから一時的に開設をする必要がございました。我々は、これを体験局ということで制度化をしてございます。

今般、このアマチュア無線の楽しさを知る機会を拡大するということを目指 しまして、アマチュア無線の資格を有する者のしっかりした監督の下で、免許 の無資格者が、年齢制限等なしにアマチュア無線を気軽に体験できるように、 制度の見直しをしたいと考えてございます。したがいまして、この体験局の開 設は、特に不要という形にしたいと考えておるところでございます。

それから、説明資料のページをおめくりいただきまして2番目、アマチュア無線従事者免許と、アマチュア局免許の同時申請手続の導入でございます。これまで、無線従事者免許の取得後でなければ、アマチュア局免許の申請はできなかったというところでございますが、今般、アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請が可能になるような制度整備を行います。これによりまして、アマチュア局の開設・運用までの期間が、大幅に短縮できるということが期待できると考えてございます。

それから少し飛びまして、5番目のところを御説明させていただければと思います。アマチュア無線のユーザーといたしましては、大別をいたしますと、ライトユーザーとヘビーユーザーに、大きく2つに分けることができるというふうになってございます。ライトユーザーにつきましては、普通に町なかで購入することのできます、比較的小電力で適合表示無線設備だけを使用するアマチュア局の開設・運用を行うユーザーを、ライトユーザーと考えてございます。アマチュア無線の申請者、それから免許人の大半を占めますのが、このライトユーザーということになります。

これまで、このライトユーザー、それからヘビーユーザーも同じ様式を使いまして、免許の申請を行っていただいてございましたが、ライトユーザーにとりましては、記載不要な項目も多くございまして、申請者の方々にとって、少し分かりづらいといった点があったというのが実情でございます。

そこで今般、ライトユーザーにとりまして、見やすくて、分かりやすい免許 申請書等の、特例様式を導入することとしたいと考えておるところでございま す。

また、再免許の申請時におきましても、これまで、アマチュア局と業務用無線局の様式として同じものを使っていて、なかなか分かりづらいといったような問題もございました。こちらにつきましても、今般、アマチュア局の初心者、あるいはライトユーザーにとって分かりやすい特例様式について、導入をしていきたいと考えておるところでございます。

それから、6番目。送信機の外部入力端子に接続する、アマチュア局特定附属装置に係る手続の簡素・合理化についてでございます。このアマチュア局の送信機に接続をする、例えば、パソコンですとか、ビデオカメラといったような、アマチュア局特定附属装置につきまして、従来でございましたら、接続をすることによりまして電波の型式が変わってしまうというようなことで、こういった附属装置も含めて、手続・検査といったようなことが必要でございました。そのため、手続がいささか煩雑になってしまうというような御指摘も頂戴しておったところでございます。

今般、開局時、あるいは無線設備の変更時を問わず、電波の型式のみに変更を伴うような附属装置に関するような手続ですとか、検査につきましては、不要とさせていただくというような制度の見直しを考えているところでございます。

また、説明資料の3ページ目にございます7番目。養成課程におけますe-

ラーニングの積極的活用でございます。これまで、アマチュア無線技士の養成課程の授業につきましては、全て対面等での同時受講型授業を受けるか、全てe-ラーニングと呼ばれてございます随時受講型の授業を受けることとされておりました。今般、この同時受講型授業と随時受講型の授業を組み合わせることができるようにいたしまして、対面での受講日数の短縮を可能とするといったようなことを通じまして、受講者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、ポイントだけで恐縮でございますが、今回の省令の見直しの概要についてでございます。

それから、説明資料をおめくりいただきまして、4ページ目でございます。 施行期日に関してでございますが、今回、答申を頂戴した場合には、速やかに、3月中には、改正を予定しているところでございます。ただし、免許事務 処理のシステム改修を伴うような場合ですとか、あるいは、十分な制度周知が必要な場合には、9月の施行を予定しているというところでございます。

それから、本件は意見募集も行わせていただきましたので、それについても、 簡単に御紹介をさせていただければと思います。

昨年の11月17日から、12月16日までの期間におきまして、パブリックコメントの募集を行わせていただきました。これに対しましては、183者の方々から意見が出てきたというところでございます。具体的な意見募集の結果につきましては、資料が飛んで恐縮でございますが、お手元の資料の23ページ目のところに、意見募集の結果の概要について、御紹介をさせていただいてございます。

183者の意見のうち、法人・団体からは8者、個人の方々からは175者という御意見を頂戴してございます。

いわゆる大きな団体でございます、日本アマチュア無線連盟、JARLほか

主な団体につきましては、総論、賛成を頂戴したというところでございますし、 全体を通じまして、大きな反対があった項目は特にないというところでござい ます。全体といたしましても、80%以上については、賛成いただいた項目で あったというところでございます。

ただ、いただいた意見の中で、少し代表的なものを御紹介させていただきますと、体験局制度というのを、最初に御紹介をさせていただきましたが、この体験局制度は残してくれないかといったような御意見も頂戴してございます。これにつきましては、例えば、体験局の取得に際しましては、特別な呼出符号が付与されるといったようなこともございますので、この体験局制度を残してくれないかといったような御意見を頂戴したところでございます。

こういった御意見に対しましては、総務省といたしましては、今般、体験局の開設という、無線局免許の特別な手続が必要なく、全てのアマチュア局で体験運用を可能とする制度を、新たに導入させていただくということでございますので、こういった趣旨に鑑みますと、体験局の制度を改めて並存するような必要はないのかなと考えておるところでございます。

また、特別なコールサインを、これまではこの体験局において指定をしてきたということでございますが、特別なコールサインにつきまして、特に総務省がこういった活動につきまして後援をするですとか、そういったような、少し間違った認識につながりかねないといったような心配もございますので、そういったような考え方につきまして、総務省のほうから、御回答ということでお示しをさせていただいているところでございます。

非常に簡単で恐縮でございますが、諮問の第2号につきまして、御説明は以上とさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等はございますでしょうか。

- ○松田幹事 すみません、事務局です。矢嶋委員が入室されておりますので、 御連絡いたします。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○矢嶋委員 矢嶋でございます。遅延いたしまして、失礼いたしました。よろ しくお願いいたします。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いいたします。
- ○林委員 1点よろしいでしょうか。すみません、林でございます。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○林委員 ご説明ありがとうございました。

私も、本諮問内容については、体験機会をさらに拡大するものであり、たいへん結構なことだと存じます。ただ1点、若干気になる点がございまして、体験局制度は、ご案内のように、アマチュア無線界ではなじみのある制度で、これまで体験局を通じて体験運用が活発に行われてきたという実績がございますし、私事ながら、私の同僚でアマチュア無線愛好家がいるのですが、彼はどちらかというとヘビーユーザーだと思いますが、その方によると、これまで「体験局」という特別な許可を得ていたことで、総務省から認められて体験局を開設しているんだぞというある種の誇りであるとかあるいは優越感というのが少なからずあって、制度の廃止でそれがなくなってしまわないか、少し心配だとも言っておりました。このあたり、理屈の話というより、たぶんに心情的なところかと思いますが、アマチュア無線の愛好というのは、そういった個人や団体のモチベーションによっても成り立っている部分もあるのかなと存じます。

他方で、本日のご説明にもございましたように、特別なコールサインが付与 されることが、体験局を実施する団体やその団体の活動まで、総務省が公認し ているとの誤解を排除しきれないのもまた事実だと存じますので、このあたり、 両者の間のバランスをどう折り合いを付けるか悩ましいと感じたのですが、こ の点について、もし補足がございましたらご説明いただけますと幸いです。ど うぞよろしくお願い致します。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。ただいま、林委員のほうから御指摘を頂戴したところでございますが、まずこの体験局の制度についてでございますが、令和2年に始まりまして、例えば、令和4年度で申し上げますと、12月末時点ではございますが、51局ほど開設をしていただいたといった実績がございます。こういった体験局を活用いただきまして、これまで本当に多くのアマチュア無線局免許人の方に、草の根で人材育成の活動に御貢献いただけたものと、我々としても考えてございました。改めて、こういったこれまでこの制度を活用していただいた皆様には、感謝を申し上げたいと思ってございます。

今回のこの制度の改正についてでございますが、先ほどもちょっと触れさせていただきましたが、体験局の開設というような特別な手続を必要なく、全てのアマチュア局において、アマチュア無線の体験を可能とすると。つまり、全ての現在のアマチュア無線局が、体験局としての性格も併せ持つようになるというようなことで、我々といたしましては、この体験局の制度につきましては、発展的な解消というような見方ができるのではないのかなと考えているところでございます。

また一方で、この体験局につきましては、これまで特別なコールサインを指定させていただいたということでございまして、先生からもございましたが、確かに心情的な部分では、こういった特別なコールサインがないというのは、なかなか寂しいといったような部分もあるのかなと思ってございます。もちろん特別なコールサインにつきましては、あくまでも無線局に対する呼出符号の指定に過ぎませんので、こういった活動について、総務省が何か公認をするですとか、後援をするといったようなたぐいのものではございませんが、皆様か

ら頂戴した、こういった心情的な御意見も踏まえまして、我々は、記念局というような種別もございますので、記念局につきましては、まさしくこういった記念、振興といったような趣旨で、特別なコールサインを付与させていただくといったような制度は、引き続き残ってございますので、こういった記念局みたいな制度も活用しながら、引き続き振興、後押しができればと考えてございます。

いずれにいたしましても、体験局の制度に関しましては、JARLなどとも 連携をいたしまして、きちんと皆様への周知、広報に取り組んでいきたいと、 御理解をいただけるように努めていきたいと考えておるところでございます。 〇林委員 ありがとうございました。おっしゃるとおりかと思います。よく分かりました。ありがとうございました。

- ○笹瀬会長 ありがとうございます。
  - ほかに何か御質問はございますでしょうか。
- ○長田委員 長田でございます。よろしいでしょうか。
- ○笹瀬会長 よろしくお願いします。
- ○長田委員 体験の機会が拡大することとか、手続が簡素化されることとか、 とてもいい提案だと思っております。

特に今まで、有資格者と無資格者との間の人間関係の制限があったということで、私のように、林先生がおっしゃったみたいに、近くにそういう有資格者の方がいらっしゃるというようなことが、全然人生の中でなかったので、出会ったことがないというような者にとっては、体験の機会が広がるというのは、すごくいいことだと思っています。実際に有資格者の皆さんが、そういう活動を展開されるというのは、いろいろ大変なこともあると思いますけれども、ぜひ、電波とか無線とか、そういうものに関心を持つ若い人たちを育てるために、頑張っていただきたいと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、何かございますでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。

私も今回の改正案は賛成するものですが、先ほど、林委員からちょっと御懸念が打ち出されておりますように、心情的な効果というものがもしあるかもしれないということですと、その点は、やはりきちんと検証していただきたいと考えております。

こういった制度の運用を改正されて、一定期間が経過したところで、実際に今回の改正の効果が上がっていると言えるのか、もし具体的にその効果が認められるのであれば、何が原因であったのかといったところは、人材育成の急務から考えても、やはり検証というのは必須かなと思うところがございますので、効果をレビューして、十分な改正であったかということを検証するステップというのを、ぜひ入れていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

大久保会長代理、何かございますでしょうか。

○大久保代理 大久保です。今の矢嶋委員のお話と、私も同意見でございます。 ワイヤレス人材を、さらに若い年代層も含めて拡大していくという趣旨は大賛 成でございます。そのために、今回はいろいろ御検討の上で、これだけのいろ いろな施策を進めていかれるということで期待をしております。一方で、具体 的にPDCAサイクルといった、これによりどのような項目で、どれだけの効 果があったか、どういう人数が増えたかという事は、ぜひどこかの機会でフィ ードバックをお願いしたいと思います。

以上です。

- ○笹瀬会長 ありがとうございました。中村さん、よろしいでしょうか。
- ○中村移動通信課長 ありがとうございます。

先ほどもちょっと申し上げましたが、特に我々といたしましては、アマチュア無線連盟、JARLをはじめといたしまして、関係団体のほうの御協力もいただきながら、今、御指摘をいただきましたような効果の検証ですとか、少し今回の制度見直しによる波及効果といったようなことも、少しフォローアップができればと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 よろしくお願いいたします。ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、諮問第2号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を 行います。ありがとうございました。

アマチュア無線は、ボランティアの方が頑張っていますので、そういう方が、 さらにやる気が出るように、ぜひ、運営管理していただければと思います。よ ろしくお願いします。

○中村移動通信課長 承知いたしました。ありがとうございます。

# 報告事項 (総合通信基盤局)

令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の公表

○笹瀬会長 それでは引き続きまして、報告事項に移りたいと思います。

報告事項「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の調査結果の公表」につきまして、入江移動通信企画官から、説明をよろしくお

願いいたします。

○入江移動通信企画官 よろしくお願いします。移動通信課の入江でございま す。私から2件、報告をさせていただければと思います。

1件目が、NTTドコモによる利用状況調査の報告誤りについてということで、まず1件目の報告をさせていただければと思います。

令和4年度、携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査において、 NTTドコモの報告のうち、人口カバー率、面積カバー率、そして技術導入状況の一部に誤りがございました。総務省の行政指導を踏まえまして、NTTドコモから、発生原因と再発防止策について報告がございましたので、この場で御報告させていただきます。

まず、発生原因でございますけれども、2点、誤りがございまして、1点目の人口カバー率と面積カバー率についてですけれども、NTTドコモでは、シミュレーションでエリアマップを作成しているのですけれども、そのシミュレーションでは、考慮し切れない変化を反映させるための補正作業が必要だったのですけれども、九州・沖縄地域において、当該補正を実施しなかったということで、算出値の誤りが発生したということでございました。

具体的な原因は、作業の担当者の作業マニュアルの確認が不十分であったことと、あとはダブルチェックの体制はあったんですけれども、チェック基準が不明確であったために、見抜けなかったということの報告が、NTTドコモからなされました。

2点目の技術導入状況ですけれども、NTTドコモは、技術導入状況を装置の諸元の確認より算出しております。この装置のパラメーター情報をどう取るかということなんですけれども、ちょっとここを具体的に御説明をさせていただければと思いますけれども、技術導入状況の調査のためには、アンテナなどの基地局の情報が必要です。基地局が、どのようなアンテナを使っているのか

などは、電子的な台帳が存在いたします。本来は、担当者が台帳で、その基地局のアンテナなどの情報を調べるということになっていたんですけれども、この職員が、台帳を閲覧することなく、別途、基地局情報を調べられる簡易ツールというのがあるようなんですけれども、その簡易ツールを使って確認しようとし、検索ミスで、目的の基地局の正確な情報を調べられなかったとのことです。本来は、その台帳に当たるべきであったというところが、発生原因として報告されております。

これも、作業マニュアルの記載内容が不十分であったということと、これも ダブルチェック体制はあったんでございますけれども、チェック基準が不明確 であったということが、この発生原因として、報告を受けてございます。

以上の2点の誤りの発生原因に対して、再発防止策でございますけれども、NTTドコモとしては、作業マニュアルの修正を、昨年12月に実施しました。そして、チェック基準の明確化も、昨年実施しました。それに加えて、3つ目なんですけれども、社員の意識醸成と、継続した訓練ということで、毎年度当初に実施する説明会があるんですけれども、その説明会で、しっかりと今回の事案の発生原因と、再発防止策の周知徹底と、あとは社員への意識づけ、そして、毎年度の利用状況調査がございますけれども、その項目とか変更点をしっかり確認する、作業マニュアルに基づく算出の徹底をするということで、適切な作業手順の定着を図るという報告を受けてございます。

総務省といたしましては、携帯電話事業者に対して、これまでも調査データの提出前の確認を促すなどしてきましたけれども、今後も、より余裕を持ったスケジュールを考えるなど、再発防止に取り組んでいきたいと考えております。 以上が、1点目の御報告となります。

2点目の報告といたしましては、調査結果の概要の公表となります。

2月8日、本日、省令に基づいて、令和4年度の携帯電話及び全国BWAに

係る電波の利用状況調査の調査結果の概要について、公表させていただくこと としたいと考えております。

考え方なんですけれども、有効利用評価の根拠となったデータを公表すべきという観点、そして、電波は国民共有の財産でありまして、その使い方は、広く公開すべきであるという観点、そして、携帯電話事業者さんたちの企業秘密の保護という観点のバランスを取りまして、調査結果につきましては、電波監理審議会で御報告させていただいたデータから、都道府県単位のデータと、今回は評価の対象となっていない総通局単位のトラヒック情報を除いたものを、基本的には全て公表するということにさせていただきたいと考えております。我々からの報告は以上です。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等はございますでしょうか。

私から発言させていただきます。この電波の利用状況調査に関しては、公表できるものは全部公表することは賛成です。大変御苦労さまでございました。 どうもありがとうございました。

ほかに何か御質問はございますでしょうか。御意見はよろしいでしょうか。

- ○大久保代理 特にございません。
- ○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、林委員、矢嶋委員、いかがでしょうか。
- ○林委員 特にございません。
- ○矢嶋委員 矢嶋からも、特にございません。
- ○長田委員 長田からも質問等はございませんが、ドコモさんのような例が続かないように、総務省としても、時間的余裕をきちんと確保するとおっしゃっていましたけれども、そこは努めていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、本報告事項につきましては、これで終了とさせていただきます。 どうもありがとうございました。

- ○入江移動通信企画官 ありがとうございました。失礼いたします。
- ○笹瀬会長 それでは、次の有効利用評価の審議に入りますので、諮問第2号 関係の職員の方は、御退出をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局一部職員退室)

### 審議事項 (有効利用評価部会)

令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは次に審議事項に入ります。

審議事項「令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の有効利用の程度 の評価結果案」につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

なお、私が会長に就任したことに伴い、1月27日の有効利用評価部会におきまして、部会長を林委員に交替いたしました。

それでは、林部会長のほうから、説明をよろしくお願いいたします。

○林委員 ありがとうございます。林でございます。前回の部会より、笹瀬先生から部会長を引継ぎいたしました。

昨年10月から、有効利用評価部会におきまして、令和4年度の携帯電話及び全国BWAの電波の有効利用の程度に係る評価を行いまして、このたび、評価結果の案を取りまとめることができましたので、御報告申し上げます。

審議資料の別紙1が、評価結果の案となります。この資料1の要点を抜粋す

る形でまとめた概要版が、審議資料 1 参考ということでございますので、そちらを御覧いただければと思います。本日は、この審議資料 1 参考というものを用いて御説明させていただきます。

表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧いただければと思います。有効利用評価は、昨年の電波法の改正によりまして、これまで総務省が行ってきた、電波の利用状況調査と有効利用評価のうち、電波監理審議会が評価を行うということになっております。

次の2ページを御覧ください。電監審は、有効利用評価を行うために、評価の方法であるとか、評価の基準といったものを定めた、有効利用評価方針というものを、昨年9月に策定・公表しております。この評価指針・方針に基づきまして、令和4年度の携帯電話及び全国BWAの評価につきましては、(1)の電気通信業務用基地局に係る評価に従い実施しております。

評価の方法は、大別して定量評価、すなわち、周波数ごとの実績評価と進捗 評価を行う定量評価と、定性評価、複数の周波数帯を横断的に勘案した定性評価、これの2つで行うということでございます。

まずは、定量評価について御説明いたします。3ページ目を御覧ください。 定量評価におきましては、令和4年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利 用状況調査の調査結果を踏まえまして、このスライドに示すような周波数の区 分に応じまして、実績評価と進捗評価を行っております。

スライドの4ページに移っていただきまして、4ページは、定量評価の総論 でございまして、5ページから11ページまでが各論になります。本日は、時間の都合もございますので、12ページの評価結果の一覧表に従って、御説明 をさせていただきます。

12ページまで飛んでいただいて、12ページを御覧いただければと思います。この図表では、各事業者に割り当てられている周波数帯ごとに、実績評価

のうち総合評価の記号が記されております。左から順に700MHz、800MHz、900MHz帯の、いわゆるプラチナバンドと呼ばれる周波数帯のうち、800MHz帯及び900MHz帯につきましては、各者とも人口カバー率が99%超ということで、非常に高いということですので、総合評価としましては、全国でS評価になっております。

他方、昨年 6 月に開設計画の認定の有効期間が満了しました、7 0 0 MH z 帯幅につきましては、K DD I は、これは全国でS 評価、同じくソフトバンクは、全国でA 評価、N T T ドコモは、B 評価となっております。

 $1.5\,\mathrm{GHz}$ 帯に関しましては、NTTドコモ及びソフトバンクは、全国でA評価、KDDIは、全国でB評価でございまして、 $1.7\,\mathrm{GHz}$ 帯に関しましては、NTTドコモは、東名阪全体でS評価、ソフトバンクは全国でB評価ということになっております。  $2\,\mathrm{GHz}$  帯につきましては、各社とも全国でS評価ということになっております。

右隣りの、今度は $2.5\,\mathrm{GHz}$ 帯でございますけれども、これは、全国 $\mathrm{BWA}$ 用に割り当てられた周波数帯でございまして、 $\mathrm{UQ}$ コミュニケーションズは、人口カバー率が高いということで、総合評価は全国で $\mathrm{S}$ 、Wireless City Planning、 $\mathrm{WCP}$ は、全国で $\mathrm{B}$ となっております。

他方、3.5 GHz帯は、各者とも低い評価となっております。各者とも、当該周波数帯は、主にトラヒック対策のために活用しているようでして、NTTドコモは、九州等でC評価、それからKDDIは、北海道でC評価、また、ソフトバンクは、全国と全ての地域でC評価となっております。

図表の中で、オレンジ色の網かけをしている箇所がございますけれども、これは、開設計画の認定の有効期間中の、まだ有効期間が続いている周波数帯でございまして、3.4GHz帯では、ソフトバンクは他者に比べて実績値が高いということで、総合評価は、全国でS。他方NTTドコモは、全国でB評価と

なっております。

続きまして、3.7 GHz帯ですけれども、これは、NTTドコモ、ソフトバンク、楽天モバイルは、他者に比べて実績値は高いということで、総合評価は全国でS。他方、KDDIは、全国でB評価となっております。なお、ソフトバンクと楽天モバイル、そしてKDDIは、一部の地域でC評価になっております。このことから、電波の有効利用の観点から、人口カバー率の拡大に向けて努力すべきというふうな評価にしております。

部会では、このC評価の検討に当たりまして、事業者ヒアリングを通じまして要因分析を行うとともに、各者の周波数利用に関する考え方や、今後の仕様計画の把握に努めながら、類似検討を行ってまいりました。

定量評価の各論や総論では、評価の記号とともに、評価のコメントも記して おります。なお、今回の評価では、周波数の再割当て制度に係る最下位の評価 であるところのD評価、これに該当するものはございませんでした。

続きまして、スライドの13ページにお移りいただければと思いますけれども、こちらから定性評価となります。これは、複数の周波数帯を横断した評価として、インフラシェアリング、安全・信頼性の確保、トラヒック、MVNOへのサービス提供、携帯電話の上空利用とIoT利用を対象に、定性的な評価を行っております。

定性評価の総論として、各事業者は、一定の取組を行ってきている。そして 今後も、5 Gの一層の整備のために、取組を強化していく必要があるとしてお ります。

5 Gのエリア拡大のためには、インフラシェアリングというものを積極的に活用すべきであって、今後は共用設備の対象拡大に向けた事業者間での協議といったものを進めるなどして、一層の努力を期待するという取りまとめにしております。

また、通信の安全、信頼性の確保というものも重要でございまして、これまでの経験を踏まえまして、災害を想定した自治体等との連携、通信インフラの強靭化であるとか、通信障害に係る対応策の改善など、不断の努力を期待するとしております。

また、データトラヒック量の増加というのが、今後も続くことを踏まえまして、電波の有効利用技術の導入を進めるなど、一層の努力を期待するというふうにもしております。

続きまして、スライドの14ページから15ページ、これは各論になりますけれども、これも先ほどと同様、16ページにお移りいただきまして、16ページの一覧表に従って説明をさせていただきます。

まず、インフラシェアリングについてでございますけれども、携帯事業者4者と、UQコミュニケーションズは、実績並びに、今後の計画を有するということですので、適切に取り組んでいるということで、b評価としております。ただし、WCPは、5Gの基地局の開設が行われていないということで未評価、Rというふうにしております。

安全・信頼性の確保につきましては、各者とも適切に取り組んでいるという ことで、B評価としております。

トラヒックにつきましては、今後も増加傾向が続くということが予想される中で、各事業者がユーザーの通信状況が最適となるように、周波数の分散であるとか、キャリアアグリゲーション、あるいは、基地局技術の導入ということに取り組んでいるということで、b評価としております。ただし、UQコミュニケーションズにつきましては、5G導入に向けて、周波数を4Gから5Gに順次切り替えておられるために、トラヒック量が減少しておりまして、c評価としております。

音声トラヒックでございます。音声トラヒックに関しては、ライフスタイル

の変化であるとか、データ通信へのシフトによって、今後は減少が見込まれて おります。

続いて、MVNOに対するサービス提供でございますけれども、ドコモ、KDDI、ソフトバンクは、多数のMVNOに対するサービス提供を、積極的に行っているということで、b評価としております。UQコミュニケーションズ及びWCPにつきましては、実績はあるんでございますけれども、自社グループ以外の提供が、ほとんどなされていないということでございますので、c評価といたしまして、今後は多数のMVNOへの提供に、積極的に取り組むべきというふうにしております。続いて、楽天モバイルは、今年度からMVNOへの提供を開始しておりますけれども、まだ実績が少ないということで、c評価といたしまして、多数のMVNOへの提供に積極的に取り組むべきだというふうにしております。

続いて、携帯電話の上空利用及びIoT利用でございますけれども、ドコモ、 KDDI、ソフトバンクは、ドローンの用途拡大であるとか、実用化に積極的 に取り組んでいるということで、b評価としております。他方、楽天モバイル でございますけれども、上空利用というのは、まだ実証段階にとどまっている ということでございますので、c評価とさせていただきまして、今後、実用化に向けて積極的に取り組むべきだとしております。 UQコミュニケーションズとWCPは、全国BWAに割り当てられた周波数、2.5GHz帯でございますけれども、これは上空利用が制度上、認められていないということでございますので、未評価、R評価ということにしております。

I o T利用への取組でございますけれども、携帯事業者 4 者、これは積極的に取り組んでいるということでございますので、b 評価としております。UQ コミュニケーションズ、WCPでございますけれども、これはMVNO提供を通じた I o T利用はあるんですけれども、自社サービスとしての実績はないと

いうことですので、d評価としております。今後、IoT利用の拡大に向けて、 積極的に取り組むべきとしております。

なお総合評価は、各事業者における各事項の定性評価の結果の記号を、平均 化して求めております。

17ページから19ページにかけまして、免許人ごとの総合的な所見という ことになります。これは、定量評価と定性評価を踏まえまして、事業者ごとに 評価結果をまとめているところでございます。

続いて20ページ、最後でございますけれども、今後の有効利用評価に向けた検討課題をまとめております。今回、有効利用評価を行いまして、今後の具体的な検討課題として、7つの項目を挙げております。

1つ目は、5 G、スタンド・アローン、SAに係る調査でございます。5 G の特長を最大限に発揮するためには、5 Gのスタンド・アローンの導入が求められているというところでございますので、事業者ごとの導入状況を確認するための利用状況調査の対象に、スタンド・アローンを加えるということを総務省に要請するとしております。

2つ目は、人口カバレッジの判定方法となります。各事業者は、それぞれの 手法で判定を行っているわけですけれども、今後、各事業者が統一的な方法に よって人口カバー率の算出を行えるように、総務省に対して、課題抽出等の検 討を要請するということにしております。

3つ目は、5 G周波数の評価になります。3.7 GHz帯ほかの周波数は、開設計画の有効利用機関が、令和6年4月に満了するとなっておりますために、満了後の評価基準を定める必要がございます。28 GHz帯というのは、スポット的な利用にとどまっておりまして、人口カバー率、面積カバー率はゼロ%になっております。このことから、周波数特性に適した評価項目や評価基準について、今後検討するということにしております。

4つ目は、2.3 G H z 帯の周波数に係る調査でございます。昨年5月に、ダイナミック周波数共用に割当てられたところでございますけれども、令和5年度から、電波の利用状況調査を行うために、評価の在り方について検討するということにしております。

5つ目は、3 Gの終了に向けて、基地局の数などの減少傾向を踏まえまして、 今後、評価の在り方について検討するということにしております。

6番目は、今年度の評価においては、基地局の数というのは全国単位のみで、 各総通局の基準値というのは、設定されておりませんでした。今後、各総合通 信局の基準値を検討するということにしております。

最後、7つ目ですけれども、音声からデータ通信への移行が進んでいるといった状況を踏まえまして、今後、音声トラヒックの評価の在り方について検討するということにしております。

長くなりましたが、評価結果案の概要は以上となります。御審議のほど、よ ろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、各委員から御質問等はございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

- ○大久保代理 よろしいでしょうか。
- ○笹瀬会長 お願いします。
- ○大久保代理 大変詳細な御説明ありがとうございました。また、実際の評価 作業に当たられた皆様方の御努力に、大変敬服をしております。

私のほうからは、評価作業、評価の内容についてというよりは、先ほど、例 えば17ページ、18ページで、免許人ごとの総合的な所見、各社毎への期待 事項や、もう少し強めの努力をするべきというような項目が、幾つかあるわけ ですが、今回の評価を受けて、総務省として、これをどのような形でフォロー をされるか。また、どのようなアクションを起こすのか、その辺りについて、 お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○林委員 ありがとうございます。

総務省の対応につきましては、宮澤様、いかがでしょうか。

- ○荻原電波政策課長 すみません。総務省の荻原と申します。
- ○林委員 荻原さん、失礼しました。
- ○荻原電波政策課長 いえいえ。ありがとうございます。

総務省のほうで取るアクションということで御質問いただきまして、ありが とうございます。

総務省では、これまでの有効利用評価の結果を踏まえまして、電波の有効利用をより一層進めるために、PDCAサイクルを回しております。この仕組みというのは、今後もしっかり取り組んでいく必要があると考えています。具体的には、有効利用評価結果を踏まえて、例えば、周波数再編アクションプランを見直すといったようなことを、毎年行っています。

また今回、いろいろ実際に電波監理審議会のほうで評価していただきました ので、その内容も踏まえつつ、必要に応じて利用状況の調査の実施方法、こち らの見直しなんかも、検討する必要があるかなと考えています。

この評価結果の扱いになるんですけれども、従来、総務省が評価を行っていた際には、評価結果を免許人の方に、とにかく広く知らせることが必要だということで、総務省のホームページに公表するということに加えて、総務省内でも本省のみならず、各総合通信局でも、地方の総合通信局でも閲覧を行うということをやっていました。

今回の電波法改正に伴って、電波監理審議会のほうで御評価いただいたということですけれども、評価の結果が固まりましたら、これまでと同じように、

ホームページに公表して、総務省内でも閲覧をする。これは、地方も含めてで す。広く閲覧ができるようにしていきたいと考えています。

一方で、今回の評価で、携帯電話事業者各者に対して御指摘をいただいております。総務省としましては、携帯電話事業者におかれましては、公表された評価結果を十分に踏まえていただきたいと考えております。それを踏まえていただいて、電波の有効利用を一層進めていただくということを、強く期待していきたいと考えています。その結果、5Gのインフラ整備も、より一層進展していくということを強く期待しているということでございます。

また、その進捗をしっかり把握するということも重要なんですけれども、総務省では毎年、先ほど申し上げた調査を実施していくというのは、引き続きやっていくということと、あとは開設計画の認定の期間中の周波数帯については、より細かく四半期ごとに、基地局の数ですとか、人口カバー率の進捗状況を、携帯電話事業者から御提出いただいて、状況を把握しておりますので、こちらのほうも併せて、しっかりと把握のほうもしていきたいと、フォローもしていきたいと考えているところでございます。

- ○大久保代理 ありがとうございました。ぜひ、フォローやアクション等をよ ろしくお願いいたします。
- ○林委員 ありがとうございます。我々有効利用評価部会といたしましても、 この評価結果案や所見のフォローアップ状況と進捗状況につきましては、継続 的にモニタリングしてまいりたいと存じます。ありがとうございます。
- ○荻原電波政策課長 ありがとうございます。
- ○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、長田委員、何か御質問はございますか。
  - これのでは、民田女真、内が呼真向はことでようか。

○長田委員 ありがとうございます。長田でございます。

最後のページでしょうか。総務省に向けての今後の検討課題のところで、総

務省に対して2番目のところ、人口カバレッジの判定方法についての課題提出を要請するということ。これは、とても大切なことだと思っています。今回の各者に対する評価を見ましても、やはり人口カバー率と面積カバー率の拡大に向けて、引き続きの努力を求めているところであり、その判定方法が、各者ごとによって違うというのは、やはり大きな課題だと思っておりますので、ぜひ、ここを進めていただければいいなと、総務省に申し上げたいと思います。

以上です。

そして、部会の先生方、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

- ○笹瀬会長 よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。 矢嶋委員、いかがでしょうか。
- ○矢嶋委員 詳細の御説明、ありがとうございました。

評価結果案につきましては、全く異存ございません。本当に大変なお力添え と、皆様のエネルギーを集約された結果かなと捉えております。

1点、こちらの最終的な評価結果が固まりましたら、それを各携帯事業者が、 どのように受け止めているのかということを知りたいと考えているのですが、 評価結果を踏まえての各携帯事業者からの見解書というか、意見表明のような ものは、今後、私どものほうにご共有いただくことはあるのでしょうか。各携 帯事業者は、評価結果を踏まえてさらにまたいろいろ御尽力されると思うので すが、この評価結果を携帯事業者がそれぞれどのように認識され受け止めた のか、疑問があるのか、言い分があったが仕方がないと思っているのかなどを 知りたいと思っております。

- ○宮澤幹事 事務局でございますが、よろしゅうございますでしょうか。
- ○笹瀬会長 お願いします。
- ○宮澤幹事 ありがとうございます。矢嶋先生、御質問いただきありがとうご ざいます。

先ほど、林部会長から御説明をいただきました、この評価結果の案でございますけれども、本審議会で御了解いただけましたら、終了後に、パブリックコメントの手続に入らせていただく予定としておりますので、各事業者を含めて一般の方々から、このパブリックコメントの中で、意見等を提出していただくことを考えてございます。

提出されました意見等につきましては、事務局のほうで集約をさせていただきまして、部会、それから本審議会にもご報告させていただき、電波監理審議会としての考え方について御審議をいただければと考えてございます。

以上でございます。

- ○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。
  - 私からは、以上となります。
- ○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問はございますでしょうか。

林委員、どうもありがとうございました。部会の特別委員の先生方もとても 頑張られて、非常にいいものが出来上がったと思います。

特に、ただ評価だけではなくて、最後の20ページにありますように、今後の課題、検討課題を明記したことは、非常にいいと思います。というのは、今回は1回目でしたけれども、これが毎年行われると、やはり有効利用の評価をする軸、基準がやはり年によって変わってくると思うので、そういうことに関しても意見募集するということは、非常に価値があるかなと。

この分野の有効利用というか使い方に関しても、電波の使い方に関しても 年々変わってきますので。また、技術も変わってきますから、何をもって有効 と評価するのかということは非常に重要だと思いますので、そういうことに関 しても、まとめの最後のところで、検討課題を明記して、それに対して意見募 集を実施するということは、非常に価値があると思います。それに対して、多 分いろんな意見が出てきますから、また部会のほうで、ぜひ検討いただいて、 よりいいものを、PDCAサイクルがうまく回るように、よろしくお願いいた します。

林部会長、何か追加の御意見はございますか。

○林委員 ありがとうございます。笹瀬会長をはじめ委員の皆様方におかれま しては、貴重な御示唆・御教示いただきまして、感謝いたしております。

仰せのとおり、今後とも親会との有機的な連携を図りつつ、かつ、特別委員の先生方のお力添えをいただきながら、継続的に、かつ長期的にモニタリングを行って、不断にこの内容をブラッシュアップし、PDCAサイクルがうまく回るように、私としても努力してまいりたいと思っております。引き続き、御指導等をいただければと思います。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様方の御了解が得られたものといたしまして、本評価結果案につきまして、電波監理審議会として、意見募集を実施することにしたいと思います。

意見の募集期間は、明日、2月9日から3月10日までの30日間といたします。意見募集の実施に当たりましては、事務局に御協力、よろしくお願いいたします。

また、意見の募集後、提案された意見との取りまとめ、及び意見に対する当 審議会の考え方の案の作成につきましては、部会におきまして、さらなる対応 をよろしくお願いいたします。

林部会長におかれましては、精力的に取り組んでいただきまして、どうもありがとうございました。非常に大変だったと思いますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

○林委員 ありがとうございました。よろしくお願いします。

○笹瀬会長 それでは、本審議事項に関しましては、これで終了したいと思います。どうもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### 閉 会

- ○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了となりますけれども、何か事務局のほうから、追加の説明はございますでしょうか。
- ○松田幹事 特にはございません。よろしくお願いいたします。
- ○笹瀬会長 それでは、答申書に関しましては、所定の手続によりまして、事務局のほうから総務大臣宛に提出をよろしくお願いします。

それから、先ほどありましたけれども、有効利用評価の結果に関しましては、 意見募集もよろしくお願いいたします。

次回の電波監理審議会の開催は、令和5年3月8日水曜日、15時からを予 定しております。よろしいでしょうか。

それでは皆さん、御多用のところありがとうございました。本日の審議会は、 これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。